（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存等に関する経過措置）

第二条　改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十六条の三第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）及び第二十六条の五第一項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金に係る帳簿書類の保存）の規定は、法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第二条の規定による改正後の法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号（施行期日）に掲げる規定の施行の日の前日までの間に提出する法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十二号）第一条の規定による改正後の法人税法施行令第百二十一条の三の二第三項若しくは第四項（オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等）又は第百二十一条の九の二第二項若しくは第三項（オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等）の規定により行われる新規則第二十七条の八第七項第一号及び第八項第一号（繰延ヘッジ処理）並びに第二十七条の九第四項第一号及び第五項第一号（時価ヘッジ処理）の規定の適用については、これらの規定中「、納税地及び法人番号」とあるのは「及び納税地」とする。

3　新規則第三十七条の三の二第一項（連結欠損金に係る帳簿書類の保存）の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度において生ずる連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

第三条　地方法人税法施行規則の一部改正（地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の三十一」を「、第八十一条の三十一又は第百四十四条の十三」に改める。

第四条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改める。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち法人税法施行規則第二十一条の二第一号、第二十一条の三第一号、第二十二条第一号、第二十四条の三第一号、第二十四条の四第一号、第二十四条の五第一号、第二十四条の六第一号、第二十四条の七第一号、第二十四条の八第一号、第二十四条の十一第一号、第二十四条の十二第一号、第二十五条の六第一号、第二十五条の七第一号、第二十五条の八第一号、第二十六条の六第一号、第二十七条の二第一号、第二十七条の八第六項第一号、第二十七条の十三第一号、第二十七条の十八第一号、第二十八条の三第一号、第二十八条の四第一号、第二十九条の二第一号、第三十一条第一項第一号、第三十二条第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十六条の二第一号、第三十六条の三第一号及び第三十六条の四第一号の改正規定中「第二十七条の八第六項第一号」を「第二十七条の八第九項第一号」に改める。

附則第二条第一項中「第二十七条の八第六項第一号」を「第二十七条の八第九項第一号」に改める。

○財務省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の六第二項、第二十七条第四項及び第五十九条第一項から第三項まで並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第五条第二項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「（戸籍の附票に記載されている同条第一項の贈与を受けた者の住所が同項に規定する居住用不動産の所在場所である場合には、第一号及び第二号に掲げる書類）」を削り、同条第三号を削る。

第十一条第一項第一号中「及び戸籍の附票の写し」を削り、「、生年月日及びその者が二十歳に達した時以後の住所又は居所」を「及び生年月日」に改める。

第十六条第一項第四号及び第三項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「及び当該相続時精算課税適用者」を削る。

第三十条第三項第五号ロ中「（調書の記載事項等）」に改め、同条第十項中「第五十九条第六項」を「第五十九条第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項第二号中「第五十九条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項第二号中「第五十九条第五項」を「第五十九条第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第五十九条第四項」を「第五十九条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第五十九条第四項第一号」を「第五十九条第五項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第五十九条第四項第一号」を「第五十九条第六項第一号」に、「又は第二項」を「から第三項までの規定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第五十九条第二項ただし書」を「第五十九条第三項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第五十九条第一号」を「第五十九条第四項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十三項中「第五十九条第四項第一号」を「第五十九条第六項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第五十九条第四項第二号」を「第五十九条第六項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項第三号及び第四号中「第五十九条第四項第二号」を「第五十九条第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第五十九条第四項第一号」を「第五十九条第六項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第五十九条第四項第一号」を「第五十九条第六項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第五十九条第二項第一号」を「第五十九条第三項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第五十九条第一号」を「第五十九条第二項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十九項中「第五十九条第十項」を「第五十九条第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第五十九条第八項」を「第五十九条第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第五十九条第七項」を「第五十九条第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第五十九条第六項」を「第五十九条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第五十九条第四項」を「第五十九条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第五十九条第三項」を「第五十九条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第五十九条第一号」を「第五十九条第二項第一号」に改める。

第三十条第三項第五号ロ中「第五十九条第二項第二号に掲げる事由が生じた」を「第五十九条第三項第二号に掲げる事由が生じた」に改め、同号ロ(1)中「第五十九条第二項第二号」を「第五十九条第三項第二号」に改め、同号ロ(2)中「ハ(1)」を「ハ(3)」に改め、同号ロ(3)中「第五十九条第三項第二号」を「第五十九条第四項第二号」に改め、同号ハ中「第五十九条第二項第三号」を「第五十九条第三項第三号」に改め、同号ハ(2)から(4)までを同号ハ(3)から(5)までとし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2)　受託者の引き受けた信託が租税特別措置法第七十条の二の三第二項第二号イに規定する結婚・子育て資金管理契約に基づく信託であること。

第三十条第三項第五号ニ中「第五十九条第三項第四号」を「第五十九条第三項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「法第五十九条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　生命保険契約（法第三条第一項第一号に規定する生命保険契約をいう。次項において同じ。）又は損害保険契約（同号に規定する損害保険契約をいう。）の契約者が死亡したことに伴い、これらの契約の変更の手続を行うもの（当該保険会社等で法の施行地に営業所等を有するものは、法第五十九条第二項の規定により、その変更後の契約者別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一　その変更後の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二　その変更前の契約者の氏名及び住所又は居所

三　その変更前の契約者が死亡した日

四　その変更の効力が生じた日

五　その変更に係る契約の解約返戻金相当額（前二号に掲げる日のいずれかの日において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額をいう。次項第一号において同じ。）

六　前号の契約に係る保険料の総額及び第二号の契約者が払い込んだ保険料の金額

七　その他参考となるべき事項

6　法第五十九条第二項ただし書に規定する財務省令で定める契約は、次のいずれかに該当する契約とする。

一　解約返戻金相当額が百万円以下である生命保険契約又は損害保険契約

二　一定期間内に保険事故（共済事故を含む。）が発生しなかつた場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約又は損害保険契約

三　施行令第一条の二第一項第三号ホ若しくはヘに掲げる契約又は同条第二項第二号ホに掲げる契約

四　普通保険約款において、団体又は団体の代表者を契約者とし、当該団体に所属する者を保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第四号（定義）に規定する被保険者とすることとなつている生命保険契約又は損害保険契約

五　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第三号（定義）に規定する管理組合又は同条第四号に規定する管理者等を契約者とし、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第四項（定義）に規定する共用部分又は同法第六十七条第一項（団地共用部分）に規定する団地共用部分を保険の目的とする損害保険契約